

**産業廃棄物管理票（マニフェスト）を交付された方は
報告書の提出が義務付けられています**

新潟県環境局資源循環推進課

産業廃棄物管理票（マニフェスト）の交付者は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律の規定により、前年度のマニフェストの交付状況に関する報告書を都道府県知事又は政令市長に提出することが義務付けられています。

1 報告内容及び様式

産業廃棄物を排出した事業場ごとに、**毎年6月30日まで**に前年度に交付したマニフェストの交付等の状況に関する報告書を提出してください。

詳細は、県ホームページをご覧ください。

<https://www.pref.niigata.lg.jp/sec/shigenjunkan/1196093791105.html>

「新潟県電子申請システム」による提出も可能ですので、ぜひご利用ください。

(注1) 新潟市で排出した産業廃棄物分は新潟市に（表欄外参照）、新潟県外で排出した分は県外の各都道府県にそれぞれ報告してください。

(注2) この報告書は、電子マニフェスト利用分については提出する必要はありません。

2 報告書（紙媒体・郵送）の提出先・報告内容に関するお問い合わせ先

お問合せは、報告者の住所地を管轄する提出先に行ってください。

提出先	管轄地域	住所	電話番号
新発田地域振興局 健康福祉環境部 環境センター	新発田市、村上市、五泉市、 阿賀野市、胎内市、聖籠町、 阿賀町、関川村、粟島浦村	〒957-8511 新発田市豊町 3-3-2	0254-26-9139
三条地域振興局 健康福祉環境部 環境センター	三条市、加茂市、燕市、 弥彦村、田上町	〒955-0046 三条市興野 1-13-45	0256-36-2234
長岡地域振興局 健康福祉環境部 環境センター	長岡市、柏崎市、小千谷市、 見附市、出雲崎町、刈羽村	〒940-8567 長岡市沖田 2-173-2	0258-38-2532
南魚沼地域振興局 健康福祉環境部 環境センター	十日町市、魚沼市、南魚沼市、 湯沢町、津南町	〒949-6680 南魚沼市六日 町 620-2	025-772-8154
上越地域振興局 健康福祉環境部 環境センター	上越市、糸魚川市、妙高市	〒943-0807 上越市春日山 町 3-8-34	025-524-4237
佐渡地域振興局 健康福祉環境部 環境センター	佐渡市	〒952-1555 佐渡市相川二 町目浜町 20-1	0259-74-3428
環境局 資源循環推進課 (県庁 13 階)	新潟市、県外 (例：長岡営業所で排出した産 業廃棄物について、新潟市にあ る本社が報告する場合など)	〒950-8570 新潟市中央区 新光町 4-1	025-280-5161

○ **新潟市内の事業場で排出した産業廃棄物についての報告書の提出先・問合せ先**

〒951-8550 新潟市中央区学校町通一番町 602-1

新潟市環境部廃棄物対策課 電話：025-226-1411